



ろ困難な情勢におかれおるのではないか、相当地域努力しなければ輸出は困難だ、何としても輸出はやらなければならんので、萎縮しておつてはいけませんけれども、相當困難な見通しにある。その時にただ漠然とこれくへの資金をこういうふうに使うつもりだということでは、私どもとしてはすでに何回か政府並びに銀行当局の見通しはこういう事態におかれおる。これは何も政府当局の努力が足りないとか、或いは銀行当局の努力が足りないとかといふような問題でなくして、現実の事態というものがこういうことになつておるので、一億、二億の財政資金を捻出するのに相当困難しておる我が国の状態において、これだけの金を遊ばしておくということが果していいかどうか、又海外投資の面においても、東南アジアに対する投資といつても、インドネシア等においてはまだ会社法すら十分のものはできおらん。印度等は相当某国勢力が強くて、必ずしも日本が出ようといつてもそう早急に出られるような情勢ではない、ペキスタン等も政情不安があつてなかなか仕組は考えなければならんといたして今おつしやるような見通しには行かない。こういう時に勿論必要とあればいつでも或る程度の金を出せるような次第もありますが、これも小林さん御承知の通りいわゆるスター・リング・エリヤ関係においては昨年非常に日本が輸入額が多かつたので、本年に入り

ましてから協定をいたしまして、日本との輸出額を相当減やすことになつたことは、一億九千万ボンド程度の輸出にいたしまして、実質上五、六千万ボンドの増額にいたしましたことは御承知の通りであります。又ペキスタン等にしましても三千万ボンドの相互の合意をつけまして、そのうち主なものは綿花等を買入ますが、これはやはりブランド輸出その他そういうものを出すことがあります。その他インドネシアなども最近これは賠償問題が或る程度見通しが付かないと思われる点もござりますが、大分日本のアラントのほうも輸出競争力が加わつて参りました。最近いわゆるコストが安くなつて来て、これも出て行くのではないか、フィリピンのほうも沈船引揚げ問題の調印等を一つの契機として大分好転して参りました。従いまして、この方面のほうも出て行くのではないか、つまりいろいろ経済外交方面が今まで比へますと大変好転しつつあることは、これは小林さんもよく御承知の通りだと思ひます。そこで今までいつも先走つていいといつて來たが、一向よくなかつたではないか、こういうことは大体御指摘の通りに思いますが、今後はこれは私はいさかかそういうふうに今までよりも明るい見通しを持つし、又少くともこれは持たなければ日本はいけないのだし、今まで来ておる最近の商談は本当に金があるのだから、それじや輸出の行等から出しておる計数表でも明らかになります。そんなことがありますし、一方から言いますと、輸出入銀行に金があるのだから、それじや輸出の金の何分の一しか当らない。その時に

○國務大臣(小笠原三九郎君) お話を聞いておられたお話をもはその意味からいって結局だんく花等を買入ますが、これはやはりブランド輸出その他そういうものを出すことがあります。その他インドネシアなども最近これは賠償問題が或る程度見通しが付かないと思われる点もござりますが、大分日本のアラントのほうも輸出競争力が加わつて参りました。最近いわゆるコストが安くなつて来て、これも出て行くのではないか、フィリピンのほうも沈船引揚げ問題の調印等を一つの契機として大分好転して参りました。従いまして、この方面のほうも出て行くのではないか、つまりいろいろ経済外交方面が今まで比へますと大変好転しつつあることは、これは小林さんもよく御承知の通りだと思ひます。そこで今までいつも先走つていいといつて來たが、一向よくなかつたではないか、こういうことは大体御指摘の通りに思いますが、今後はこれは私はいさかかそういうふうに今までよりも明るい見通しを持つし、又少くともこれは持たなければ日本はいけないのだし、今まで来ておる最近の商談は本当に金があるのだから、それじや輸出の金の何分の一しか当らない。その時に

○國務大臣(小笠原三九郎君) お話を聞いておられたお話をもはその意味からいって結局だんく花等を買入ますが、これはやはりブランド輸出その他そういうものを出すことがあります。その他インドネシアなども最近これは賠償問題が或る程度見通しが付かないと思われる点もござりますが、大分日本のアラントのほうも輸出競争力が加わつて参りました。最近いわゆるコストが安くなつて来て、これも出て行くのではないか、フィリピンのほうも沈船引揚げ問題の調印等を一つの契機として大分好転して参りました。従いまして、この方面のほうも出て行くのではないか、つまりいろいろ経済外交方面が今まで比へますと大変好転しつつあることは、これは小林さんもよく御承知の通りだと思ひます。そこで今までいつも先走つていいといつて來たが、一向よくなかつたではないか、こういうことは大体御指摘の通りに思いますが、今後はこれは私はいさかかそういうふうに今までよりも明るい見通しを持つし、又少くともこれは持たなければ日本はいけないのだし、今まで来ておる最近の商談は本当に金があるのだから、それじや輸出の金の何分の一しか当らない。その時に

○國務大臣(小笠原三九郎君) お話を聞いておられたお話をもはその意味からいって結局だんく花等を買入ますが、これはやはりブランド輸出その他そういうものを出すことがあります。その他インドネシアなども最近これは賠償問題が或る程度見通しが付かないと思われる点もござりますが、大分日本のアラントのほうも輸出競争力が加わつて参りました。最近いわゆるコストが安くなつて来て、これも出て行くのではないか、フィリピンのほうも沈船引揚げ問題の調印等を一つの契機として大分好転して参りました。従いまして、この方面のほうも出て行くのではないか、つまりいろいろ経済外交方面が今まで比へますと大変好転しつつあることは、これは小林さんもよく御承知の通りだと思ひます。そこで今までいつも先走つていいといつて來たが、一向よくなかつたではないか、こういうことは大体御指摘の通りに思いますが、今後はこれは私はいさかかそういうふうに今までよりも明るい見通しを持つし、又少くともこれは持たなければ日本はいけないのだし、今まで来ておる最近の商談は本当に金があるのだから、それじや輸出の金の何分の一しか当らない。その時に

○國務大臣(小笠原三九郎君) お話を聞いておられたお話をもはその意味からいって結局だんく花等を買入ますが、これはやはりブランド輸出その他そういうものを出すことがあります。その他インドネシアなども最近これは賠償問題が或る程度見通しが付かないと思われる点もござりますが、大分日本のアラントのほうも輸出競争力が加わつて参りました。最近いわゆるコストが安くなつて来て、これも出て行くのではないか、フィリピンのほうも沈船引揚げ問題の調印等を一つの契機として大分好転して参りました。従いまして、この方面のほうも出て行くのではないか、つまりいろいろ経済外交方面が今まで比へますと大変好転しつつあることは、これは小林さんもよく御承知の通りだと思ひます。そこで今までいつも先走つていいといつて來たが、一向よくなかつたではないか、こういうことは大体御指摘の通りに思いますが、今後はこれは私はいさかかそういうふうに今までよりも明るい見通しを持つし、又少くともこれは持たなければ日本はいけないのだし、今まで来ておる最近の商談は本当に金があるのだから、それじや輸出の金の何分の一しか当らない。その時に

ほんやりアールしておくようなことのないような方法を考えるべきじやないか、これが第一、これは押問答になりますから御答弁も……先ほど指摘して今のような答弁で、そう変わった構想案されておつた二十八年度の予算にプラスして、輸出振興策について何らかの話合ができたように新聞報道で承わつておるのですが、その点については如何ような今まで政府から提案されておつた輸出振興策、例えば技術相談所の問題であるとか、或いは輸出商社並びに直接輸出メーカーの売上金の千分の五の積立金を損金に算入する税法上の助成策、これ以外にどういう輸出助成策をお探りになることにしようとしておるのか、その点を明らかにされたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実はまだ改進党との話合については、そういう話が行われておることは私も承知しておりますけれども、これがきまつたものといつていいかどうか、これはまだ自由党としての正式なものとして、今日議員総会を開いておる前ですから、ちょっと申上げにくいのです。假にあの通りとして決定をいたしますれば、大体において免税その他のところに加つて来る、とういうふうに考えておるのであります。これは相当生産者なり或いは取扱商社なりその他の金利負担を減することになつて、これ

はそれだけ効果があるというふうに私どもも考えておりますが、今の小林さんが言われた以外に特にどういうものみまして、最近改進党との間においていろいろ、話合がなされて、從来政府提出来されておつた二十八年度の予算にプラスして、輸出振興策について何らかの話合ができたように新聞報道で承わつておるのですが、その点については如何ようですから、それでは一つ進みまして、最近改進党との間において今のような答弁で、そう変わった構想案があるかといふと、大体おつしやつたものの費目だと私は考えております。

○小林政夫君 輸出が出る出ないと押問答をして仕方ないと申上げたので、輸出の情勢としては大して變らぬことの話としては、そういうことだつたら、二十七年度の予算を審議する時の話とちつとも變らない。二十七年度の時は輸出助成策といふものはこれしかなかつたが、今度二十八年度においてはこういう構想を以て積極的に輸出振興をやるのだ、金利も下げるのだから、税法上の援助もするのだ、だから政府が犠牲を払つてやろうとなされておるなら、我々として我慢してみようといふ納得できるようなものであるならばとにかく、今まではそういうことは通産省当局の一応の希望として、輸入銀行の金利五分を三分に下げたいとか、或いは信用保険料率の二分を〇・五%にしたい、これは希望であつて、

年スターイング地域ときめておつてあります。例えば重化学工業に対する費目を設けるとか、或いは海外相談所を作つてやるとか、それから今まであるかといふと、大体おつしやつたものがその助成政策と言いますか、補給する助け舟の意味で申上げておるのですが、私はこれは一つの大蔵大臣に対する回答をして仕方ないと申上げたので、輸出の情勢としては大して變らぬことの話としては、そういうことだつたら、二十七年度の予算を審議する時の話とちつとも變らない。二十七年度の時は輸出助成策といふものはこれしかなかつたものですから、大体においては、輸出の宣伝費を出すとか、というようなことでもやつております。ただ根本的に私どもがその助成政策と言いますか、補給金制度をとらなかつたものですから、その点が目についておりませんが、私の記憶に誤りがなければ、大体においては昨年よりも四億か五億に達するようになります。これは実は日本の為替の位置が変われば、これは日本のおかれている立場を守つて行くということになつております。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実はまだ改進党との話合については、そういう話が行われておることは私も承知しておりますけれども、これがきまつたものといつていいかどうか、これはまだ自由党としての正式なものとして、今日議員総会を開いておる前ですから、ちょっと申上げにくいのです。假にあの通りとして決定をいたしますれば、大体において免税その他のところに加つて来る、とういうふうに考えておるのであります。これは相当生産者なり或いは取扱商社なりその他の金利負担を減することになつて、これ

はそれだけ効果があるというふうに私どもも考えておりますが、今の小林さんは言われた以外に特にどういうものみまして、最近改進党との間において今のような答弁で、そう変わった構想案があるかといふと、大体おつしやつたものの費目だと私は考えております。

○小林政夫君 輸出が出る出ないと押問答をして仕方ないと申上げたので、輸出の情勢としては大して變らぬことの話としては、そういうことだつたら、二十七年度の予算を審議する時の話とちつとも變らない。二十七年度の時は輸出助成策といふものはこれしかなかつたものですから、大体においては昨年よりも四億か五億に達するようになります。これは実は日本の為替の位置が変われば、これは日本のおかれている立場を守つて行くということになつております。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちょっと申上げますと、二十七年度予算は貿易振興についても相当金を出すことになつて、今お話を聞いておられるのではないか。大蔵大臣としていつても押問答になりますが、例えは重化学工業に対する費目を設けるとか、或いは海外相談所を作つてやるとか、それから今まであるかといふと、大体おつしやつたものがその助成政策と言いますか、補給する助け舟の意味で申上げておるのですが、私はこれは一つの大蔵大臣に対する回答をして仕方ないと申上げたので、輸出の宣伝費を出すとか、いうようなことでもやつております。ただ根本的に私どもがその助成政策と言いますか、補給金制度をとらなかつたものですから、その点が目についておりませんが、私の記憶に誤りがなければ、大体においては昨年よりも四億か五億に達するようになります。これは実は日本の為替の位置が変われば、これは日本のおかれている立場を守つて行くということになつております。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちょっと申上げますと、二十七年度予算は貿易振興についても相当金を出すことになつて、今お話を聞いておられるのではないか。大蔵大臣としていつても押問答になりますが、例えは重化学工業に対する費目を設けるとか、或いは海外相談所を作つてやるとか、それから今まであるかといふと、大体おつしやつたものがその助成政策と言いますか、補給する助け舟の意味で申上げておるのですが、私はこれは一つの大蔵大臣に対する回答をして仕方ないと申上げたので、輸出の宣伝費を出すとか、いうようなことでもやつております。ただ根本的に私どもがその助成政策と言いますか、補給金制度をとらなかつたものですから、その点が目についておりませんが、私の記憶に誤りがなければ、大体においては昨年よりも四億か五億に達するようになります。これは実は日本の為替の位置が変われば、これは日本のおかれている立場を守つて行くということになつております。

○國務大臣(小笠原三九郎君) ちょっと申上げますと、二十七年度予算は貿易振興についても相当金を出すことになつて、今お話を聞いておられるのではないか。大蔵大臣としていつても押問答になりますが、例えは重化学工業に対する費目を設けるとか、或いは海外相談所を作つてやるとか、それから今まであるかといふと、大体おつしやつたものがその助成政策と言いますか、補給する助け舟の意味で申上げておるのですが、私はこれは一つの大蔵大臣に対する回答をして仕方ないと申上げたので、輸出の宣伝費を出すとか、いうようなことでもやつております。ただ根本的に私どもがその助成政策と言いますか、補給金制度をとらなかつたものですから、その点が目についておりませんが、私の記憶に誤りがなければ、大体においては昨年よりも四億か五億に達するようになります。これは実は日本の為替の位置が変われば、これは日本のおかれている立場を守つて行くということになつております。

必ずしも今あなた御見解には納得いたしませんが、御希望を申上げておきます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 小林さ

の言われる節、誠に御尤もの点もござります。従いまして私のほうも十分考えることにいたしたいと存じております。

○平林太一君 ここにこの日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の予算審査に当たりましては、極めて刻下我が國の経済に影響する重大な事柄でありますから、慎重に審議を進めた

いと思います。大蔵大臣御承知のことと思ひますが、すでに参考人といましまして日本輸出入銀行副総裁山際正道君、開発銀行副総裁太田利三郎君、全

国銀行協会会长千金良宗三郎君、日本機械工業会長倉田主税君、造船工業会会长丹羽周夫君、これらの参考人を招致しまして、この輸出入銀行法改正に対する各般の参考意見を聴取したのであります。不幸にいたしまして、これららの関係者から答弁を求め、参考意見を求めた結果にこれを微しますと、非常に満足しがたいものが多々あります。のみならずこれらの関係者の意見を聴取するにつけても、その用意といふものが全く整備しておるのであります。のみならずこれらの用意といふものが全く整備しておるのであります。それでありますからこの日本輸出入銀行法の改正に当りまして、特に大臣の考慮を求めることがあります。第一に考えられますことは融資先であります。これは開発銀行にいたしましても輸出入銀行だけを

すが、国のいわゆる国民の血税として

の財政融資を赤字補填に流用さえた

しておるような傾向がある。この重大な資金に対しまして、銀行自体が融資をいたしますその融資決定に対しまして、その融資先が妥当を得てないといふことは容易ならざる事柄であると思ひます。全体こういうことは、平

常から申しますると常識上あり得ないことであります。併しながら事実を見ます」というと、先ほどこの開発銀行等の融資先の一覧表の提出を求めて見る

ことになりますが、全体こういうことは、平

思ひます。併しながら事実を見ます」というと、先ほどこの開発銀行等の融資先の一覧表の提出を求めて見る

ことになりますが、全体こういうことは、平

思ひます。併しながら事実を見ます」というと、先ほどこの開発銀行等の融資先の一覧表の提出を求めて見る

ことになりますが、全体こういうことは、平

思ひます。併ながら事実を見ます」というと、先ほどこの開発銀行等の融資先の一覧表の提出を求めて見る

ことになりますが、全体こういうことは、平

ことであります。併しながら事実を見ます」というと、先ほどこの開発銀行等の融資先の一覧表の提出を求めて見る

ことになりますが、全体こういうことは、平

思ひます。併ながら事実を見ます」というと、先ほどこの開発銀行等の融資先の一覧表の提出を求めて見る

ことになりますが、全体こういうことは、平

ことを良心的に一つ率直に御答弁を承りたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これも

大蔵大臣としてさよなことに一

度も圧迫を感じたことはございませ

ん。それから又小林開銀総裁は極めて

輸出入銀行は勿論開発銀行等に対しまして、その融資先の決定に対しても強

いて、常に巷間識者の御注意を申上

げておきたいことは、現に巷間識者の

間に極めて言われておるということ

は、財政資金金融資に対して、いわゆる

輸出入銀行は勿論開発銀行等に対しまして、その融資先の決定に対しても強

い事柄に對しまして大臣はどういうふうにその責任をお考へになつておら

れるか、これはそもあり得ることも、

私はそういうことを考へなければなり

ませんが、ただ貸付けてあとは貸付け

てしましても、全然そういう使用に対しま

しては何らの処置をとらないといふこ

とになりますと、これは空廻りをしてしまうことになつてしまいまして、如

何に我が國の輸出促進をしようとした

しましても、そこにその金がその筋途

を通さないということになるのであり

ますが、この点どういうふうにお考え

になりますか。

○平林太一君 承知いたしました。只

今委員長からの御注意は一応よく了承いたしました。過脱しない範囲におきまして審議を進めて行きたいと思ひます。

そこで、只今大臣からの御答弁で、

そういうことはないのだというのであ

りますから、これも了承いたしました。

併し将来に対しましてそういうことは

厳重な御用意いたしました。そういう

うことに陥らないよう、事前に強く

警告を申上げておく次第であります。

そこで、この輸出入銀行であります

が、これが貸付をいたしましたして、そし

て、これが貸付を受けましたと、それが輸出品となつて輸出される場合に貸出は全部製造業者に貸出された場合

は、それが輸出業者と貸出され、それが輸出業者に貸出された場合に貸出は決裁されておる。こうい

うふうに承知しております。いわば俗

に言いますときちんと関連を持つてお

ります。今まで私どもが承知しておるこ

とは、これが貸出され、利用せられることによ

って、この銀行の使命、國家がこの重

要な資金を出す目的が達成されるのであります。併しそういうことはこの

中銀行その他等から融資を受けたものに一部分が返済され、あるいは大部分が返済されるというような事態がとかく考慮せられるのであります。併し

将來誤りなきよう輸出入銀行のほうに考へられるのであります。併し

考へられるのであります。併し

厳重に注意し、又監督いたしたいと考  
えております。

○平林太一君 これもまあ大臣から常識的の答弁であります。たゞ金の使用権限といふ方といふものは、一応金の使用権限といふものが貸付先のはうに移りますれば、決して今お話のようなそぞう審査した状況ではこれはあり得ないのでありますから、その点はこの銀行当事者に十分な警戒をえまして、国家の資金が私有化されないように、こうう点を十分御考慮せらるるよう留意せられたいと思ひます。そこで先頃、関連いたしておりますが、経済団体連合会の副会長植村甲午郎という人から予算委員会で話を聞いておりますと、これは輸出入銀行に当然関連いたすのであります。いわゆる輸出業者、今日の経団連或いは今日の経済界の指導者といふものに、非常に自立精神といふものが全く……曾つて日本の貿易は国力の致すところもありますが、非常に隆昌を極めた時代と比較いたしまして、雲泥の差がある。往年の我が國の財界人といふものは、いわゆる自力澎湃にて、自分の力で以てそして大いに海外貿易に対しまして物心両面から力を致したのであります。そこによつてある。あいうものができた。今日のいわゆる我が國の輸出入の、これら輸出入銀行等から融資を受けておる大企業の下にありますところの、俗に申しますすれば、家内工業でありますとか、小企業の方面に対しましては、輸出の対象になります。それべく重要な品物を作つておりますが、そういうものが逸脱いたしましたのであります。この表を見ますと全く大きなものののみにこれは貸付ております。いわば言葉で申上げますれば重點

的と申しますが、ところがその重点的に貸付けた方面的のそれらの人々が、今日はこれら財界というものが全く日本の資本主義の形態又その經營というものの、非常に悪い面のみにこだわつておるということを非常に憂えるのです。されどもこれは全く御同感で、一層自立して、そして非常に安易な企業形態或いは資本主義の形態又その經營といふもの、非常に悪い面のみにこだわつておるということがあります。こういうことに対しましては大臣はお考えになつたことがあら、当時と比較してどういうお考えをげまして、曾つこの日本の財界の状況というものをよく御存じのことと思うのであります。それでありますから、資金だけで仕事をいたしておるというような事態でありますならば、いわゆる輸出入業者、企業家はこのくらい楽なことはない、もつと民間の經營いたしておりますそれぐの実業家の、國家資金を受けてないものはどのくらい苦心して經營して、そして大きな業績を挙げておるか、ところが国家の資金をこのよううに受けておりながら、今日の財界人が非常にこれだけに依存して、自立自営ということに非常に力を致さないために、折角の我が国の財政投融資の資金というものが、その力を十分に發揮し得ないという事実を歎然として私は認めざるを得ないのであります。が、こういう点はどうお考えになつておりますか。

心を振起しなければならんということを考えます。これは平林さん御承知のように、日本で紡績業者というものは政府の力を全然借りたことがなかつた。何らか政府の力を国家的に借りた意味もありましょが、いわゆる直接的な政府の力を借りないで、又助成保護等を受けることなくしてあればだけの発展を示しておるのであります。それが今日では国際的に織維品だけはどこに押出して行つても国際競争力をを持つておる元となつておると考えます。従いまして、やはり自立の精神こそ日本の今後の民間にとつては極めて大切なことであるといふ点については、全く御同感であり、これは私も今後ともそういう自立心を各企業に振起してもらわなければならぬと存じます。ただお示しになつたうちは、どうも大企業のみを輸出入銀行などで扱つておるのじやないかといふお詫びございましたが、この点はこれは御承知のように実はプラント輸出等に重きをおきますので、プラント輸出といふものは実は一口で言えど大企業家がやつておる。こういう結果そうなるのであります。が、輸出入銀行の性質上、今のプラント輸出等に重きをおいておりますものですから、そうなつておるものでありますから、そうなつておるのであります。が、併しわゆる雑貨品というものが日本では輸出品として金額においても相当量に達し、又関係者も多いことがありまして、これらにつきましては今のところ中小の、いわば商工中金等を通じての融資その他の方法をとつておるだけでございますけれども、今後輸出入銀行法等の運用上について、或いは組合に対してもうこうということを考えるべきものかとともに

考えますので、この点は更に考え方をさせで頂きたいと存じております。

○平林太一君　一応、こういふことは大臣といたしましては恐らく初めてお聞かになることかと思いますので、これ以上私は申上げませんが、十分に一つこの点を今後銀行当事者の間に示されになられ、遺憾のない処置をとられたい。

それから、日本の輸出に対しまして最も障壁となつておりますのは、南及び東南アジアに対しまして関税貿易の一般協定、いわゆるガットでありまするが、これらの問題に対しましては最も大きな障壁をなしまして、これが日本の輸出に非常な圧力を加えておりまするのでありまするが、それは行政協定の問題、又北大西洋条約の批准が出ておる事態において、米国議会において近くこれが批准せられるのでその方面も外される、こうしたことになつておるのでありまするが、いわゆるガットに対しましては大臣がどのような御処置をとつておられるか。これは無論外務省が所管であるからということでありますが、併し輸出を対象とする日本経済の発展に対しまして非常に関係あるのでありまするが、どういう御処置をいたしまするので、どういう御処置をとつておられますか、一つ伺いたいと思います。

○平林太一君 それじや最後ですかから……。只今関税貿易一般協定の問題に対しましては問題外であるというお話でありますから、私はそれを撤回いたします。

最後にお伺いいたしたいことは、今回この輸出入銀行に対しまする法案改正の中に貸付期限の五年を七年乃至十年にし、特別の場合にはこれを十五年にする、こういうのであります。が、これは非常な長期に亘るのでありますまして、長期に亘ることによりましていわゆる資金の回転というものが非常に減殺されるのであります。が、この点はどういうふうにこれをお考えになつておられるか伺いたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) お話のごとくに成るべく資金の回転速度が多いほうが望ましく、成るべく長期でないのが望ましいのであります。が、今日はなか／＼各國とも輸出に対しても長期金融をいたしておりますのであります。が、例えは一例を挙げれば、日本が今一度三電力会社に入れます火力発電については実力は二十五カ年というようなことに相成つております。これは日本が入れるもので約束しましたが、二十五カ年であります。そういうような場合であります。実は各国に出しますものについてはなか／＼十年、十五年といふものもござりまするので、その点国際競争上過ちなき期制した、こういう点からやるのでございまするが、でき得ればそれはお話の通りできるだけ短いのが望ましいことは申しますでもございません。

○平林太一君 只今の大臣の答弁は、非常に何か厖大なよう架空なような

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

お話を私同つておるよな感じがいた  
のであります。世界情勢の非常な変  
転というものが今日ぐらい急速度に進  
んでおる時はない。その時に十五年、  
二十五年というよなことは、これは  
政治といたしましては、私は大蔵大臣  
といたしましては、非常にお考えにな  
らなければならぬことであつて、他  
に追随して、そうしてそのことをいた  
すということでは、自主性といふものが  
ないのじやないかと思います。現に輸  
出入銀行の貸付資金は五六年間とい  
うことになつておるのであります。が、  
その五年に期限がなりました時に、  
その時の情勢に応じて切替えをいたす  
ということは一向差支えないのであり  
ます。これを十五年といふようなもの  
にいたしますことによりまして、恐ら  
くいわゆる融資先におきます当事者  
が、先刻来申上げます通りに、さらで  
にそうでありますから安易に慣れま  
して、この資金の活用といふものた  
めに非常な積極性、慎重を失うとい  
ふことが考えられるのであります。が、  
現行法によりまして期間の延長とい  
ふことはなきらないことが私は極めて妥  
当だと思ひます。が、これに対しして、  
大臣の只今の御説明は一応承わりまし  
たが、お話を承るにつけても、十五  
年、二十年といふことでありました  
が、五年で切替えをいたしても一向差  
支えないと考えますが、その点考慮せ  
ざるを得ないのであります。が、どう  
いうようなお考えを持つておられます  
が。

りまするが、例えは各國とも競争して、日本はどうしてもいわゆる国際競争に打勝つて行なきやならん場合を考えますと、やはり投資その他のものについては長いものを考える必要がある。いう点から出でておるのであります。仮に一つ二つ例を挙げますると、ここに丁度調べましたものではボルトガル領モザンビックに蒸氣機関車三十六台の注文があります。まあ現在のなんですが日本の申込は五年をしておるのであります。が、アメリカでは期限二十年、ドイツでは十年、こういうことをやつておるのでござります。それから又インド向けの傳子工業につきましてはウエスチングハウスは十カ年、こういう申出をしておるのであります。従つて日本もまあお話をのような点もござりますけれども、必要に応じてはそういうものをやり得る、こういうことにしておかれない、と輸出の競争ができるませんので、やはりこれはこの程度に改めて頂く必要があると存じております。

いまして、いろいろな意見を開いたのですが、先ほどおつしやつたように、今後の日本の輸出というものが重化学工業の製品に重点を置かなければならぬということは、それは誰もそう考へる。殊に日本が自立経済を確立しようとという場合に、輸出を振興して行くといふことはもう至上命令で、何よりもこれだということを考えるのであります。が、だん／＼質疑をして質しますと、例えは東南アジアにおいては日本の独占市場ではない、イギリスなり西ドイツなり、いろいろな国の競争があるわけですが、これらと比較してみて、どうしても日本の物がコストが高いといふことのために落札しない、競争に勝てない、取引が成立しないといふことを嘆いておりました。そういうことであるならば、どれほど輸出入銀行が莫大な資本を擁して業者の取引が可能であるよう応援しようと思うても、遂に目的を達成することができない。先刻も大臣は、業者が大いに努力すべきものである、輸出というものを振興するのに予算面でとやかくということよりは業者が先ず第一に努力しなければならんと言われるけれども、それはそうに違いないと私は思はけれども、今のような終戦後日の浅い日本の立ち直りかけておる時の業者の立場から考えてみますと、やはりコストが高くて採算がとれない、結局取引が成立しない申出をやつておるのであります。が、これはむしろ通産大臣にお聞きすべきであるかもわからんけれども、大臣の立場において尤もだ、こうすべき

立場で申しますと、国際競争力をつけるためには、金融と金利及び取引方法に対する今の年限等の問題が考えらるべきです。従いまして、それと税制の問題が考えられます。従つて金融の面につきましては、この輸出入銀行がありまして、今御指摘のようにまだ資金がござりますからこれは相当活潑にやれるとは存じます。金利につきましては今年三月、特別なものは五分まで下げ得ることにいたしまして、まあ国際的金利まではこの分は持つて参りました。それから税制の処置につきましては、例えれば輸出を取扱う商社等につきましては、今度の案でいろいろ例えれば支店を設置する場合のものとか、或いは取引の結果帶りが生ずるといいますか、そういうたるものについての免税のものとか、各種のいわゆる減税措置をとることにいたしております。更にもとへもう少し戻つての減税措置をするかどうか、言い換えれば製品についての、或いは製品の原料となるものについての問題についてはどうか。これについては相当考えており、さつきどなたかお話し下さつたが、いわゆる改進党の協定にはそれが少し盛られておるものもあるようでございます。それについてもお話し下さつたが、いわゆる大蔵省の面から見て考えますと、活潑に動いてもらうためには、今も申上げた通り、よそが十五年でやるときには、こつちでも十五年でやり得るというようにして、取引を容易にしてやる

の改正に今なつております。更に又それを、よそがこちらでもつてプラントで、或いは合弁会社をつくるとか何とかいうときに投資ができることにしてやりますと、大体出でていますものでありますから、そういうことも必要である。それから又こういつたことについて指導その他のことについて外貨割当等をしてやることについては、これは私どものほうで予算措置をとつております。それから又いわゆるコストを下げるために、日本産業で合理化といいますか、近代化といいますか、それをやるために相当優良な機械を入れる必要があります。よく日本産業というものは機械が二十年遅れておる、三十年遅れておるといふことがいわれておるのであります。よく日本産業を近代化することが必要なのでござります。昨年も特に今の外貨のうち三千数百万ドルを、こういつたいわゆるサンプルの意味ではあります、優良なる外國機械の輸入に外貨を振向けておるということをやつております。又これに対して必要なものは免税措置もとる、輸入の関税を免税するというようなこともやつております。まあ私ども大藏省としてやり得べきことはやつておるよう思いますが、なお足らぬ点もあるんじやないか、なお直すべき点もあるんじやないか、これはよくほかの関係各省とも相談の上で今後とも取計らつて参りたい、かようと考えております。

あと三十分ほどで来られるそうです。  
○菊川幸夫君 先ほど委員長から各委員に御注意がありまして、まあ輸出入銀行法の一部改正の法律案審議だからそれに集約をせい、こういうお話をございましたが、御趣旨御尤もだと思いまして、当委員会に大蔵大臣はなかなかお見えになりませんし、この輸出入銀行法それ自体として考えるよりも、やはりこれは一つの国の大好きな経済財政政策の一環として受取つて、我々は大蔵大臣に対する質疑はそういう角度から先ずお尋ねしなけれども、事務当局に対しましては、それは各条の細かい審議をいたしますけれども、これは大乗的な見地といいますか大きな角度からお尋ねしなけれども、この上質問をお許し願いたい、と思います。

第一にお伺いをしたいのは、この輸出入銀行法の一部改正案を出すという

こと、第十六回国会における大臣の財政演説の中にも謂われております。

この財政演説を元として、一方におい

ては予算案をお出しになつた。一方に

法律案をお出しになつた。ところが財政説をおやりになる時、即ち予算を

お出しになつた時は、今衆議院において本日上りそなだとい予算案が相

当大幅に修正をされて、改進党と自由

党との協議の結果共同修正案として修

正をされて来る。そうなつて来ます

と、勢いこの財政演説の基本線とい

ものは或る程度私は幅が広くなると申しますが、多少は變つて来るんじやないか、かように考えるのであります。

この点、まあ俗に今回の予算修正といふものは我が國の議会制度が始まって以来ない大幅の修正だといわれております。こういう点からいたしまして、いろいろ法律案が出ておりますが、これらは法律案についても若干影響が来るのではないか、私はかように考えるのであります。財政演説ももう一遍や

り直される必要があるのでないかとさえ私は考えるわけあります。これはまあ別の委員会におきまして一応我々の考え方を述べて見解を承わりたいと思いますが、直ちに大蔵関係の諸法律案に対しまして大きなこれが影響を及ぼさないのかどうかという点を一つお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 修正案が決定し、これが今話合いついたことは承知しておりますが、衆議院でまだ正式に提案されておりません。從いまして衆議院で正式に提案され議決を見たような場合には、今おつしやつたように法律について改めなければならぬ点もあるのじやないかと思うのであります。その改めることも修正でやつてくれるのか、それとも政府がやるのか、こういうようなことをこれも極めて率直な態度でめなければならないだらうと存じております。

○菊川幸夫君 そういたしますと、いろいろの法律案にそういう大臣がおつしやつたような影響が来るこことを前提出いてお尋ねしなければなりません。そこで第一に、先ほど平林委員からもお話をありましたように、プラント輸出というこことになれば大企業中心に走るということは、これはもう止むを得ぬことだと思いますが、今度の改正で

そこまで行くべきかどうか、これは私はまだ考えものだと存じております。併しながらお話しになつたように、中少、まあ少は余りないかも知れませんが、中のものは相当な関係を持つておることはこれはお話を通りであります。さつきも丁度私平林さんにお答えしたように、特に輸出品の雑貨類のようないわゆるの法律案にそういう今大臣がおつしやつたような影響が来るこことを前提出いてお尋ねしなければなりません。従いまして勢いこの輸出入銀行法の質問に当りますても、角度が広くなると

らん。今大臣も率直に言つておるようになりますと七割くらいは占めて來たのだ、こうさえ言われますが、そこで大企業が輸出をいたしまして開くものではまだ海のものと山のものともわからない、まだ決議はしてないということになると、今日お尋ねしておることは誠にどうなるかわからんという前提の上に立つて聞かなきやならんということになると、思いますが……。

○委員長(大矢半次郎君) 菊川委員に申上げます、本委員会には今後なお税制の問題その他のいろいろな金融関係の法案も現に出て本審査或いは予備審査等をやつておるわけであります。そういう機会に又大蔵大臣の出席を求めて十分聞き得る機会があると思っていまして、中小企業者から見たらばどうも品質その他においても劣る面があるというこ

とを業者の代表が来て述べておるわけです。従いまして、この輸出入産業の一端を担うところの下請業者或いは中小業者に対しましても更に幅を拡げまして、直接輸出しなくとも、そこにどうせ先ほど小林委員が言われたように資金が余つてゐるとするならば、こちらにも幅を拡げるというような改正案を今度お出しになる必要はあるんじやなかろうか、私はかように考えるのが、この点について一つお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小笠原三九郎君) どうもそこまで行くべきかどうか、これは私はまだ考えものだと存じております。併しながらお話しになつたように、中少、まあ少は余りないかも知れませんが、中のものは相当な関係を持つておることはこれはお話を通りであります。それはなぜかと申しますと、これは新聞

でも問題になりして闇金融と俗にいわれる金利が高いことはわかつておる。ところが日本の品物が割高だ、コスト高だという一つの大きな理由としては、コスト高の中には金利高が一つの位置を占めておるということはこれは誰でも

言うことです。で、金利を引下げなきやならんが、これは闇金融を一部利用いたしまして、そして大企業のアラント輸出の下請負をやつてしましましたらば、従つて納入品がどうしても高くなることは、これは否定できないことなんあります。これらに對しましても公正な金利の金融がつくような途を講じてやつたならば、それだけコストが下つて来ることになると思うのですが、これらに對しましても、どうせ抜げながら、そこまで抜ける必要が私はあつたんじやなかろうかと思ひます。が、これにはそこまで抜けることを考へておらないとおつしやるのですが、特にあなたは通商産業大臣もやつておられた、これらから要請が非常に強かつたと思ひますが、改正されて資金が余つておるとするならば、どうしても法の範囲を越えることを考へる必要があるんじやないか。特に闇金融から考えまして私はその感を深くするのであります。が、それをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今の点については、私は今この輸出入銀行法がそこまで行くべきであることは、これがまだそこまで考へるべきないと思つております。実は中小企業者のコストをできるだけ安くするためには承知の通り何を狙つておるかといふ必要かといふ点から、あの中小企業金融公庫を丁度私の通産大臣當時に御提案した次第なのであります。これは御承知の通り何を狙つておるかといふと、要するに五年以内の長期の資金を出して行こう、そしてこれで設備の改善のみでは足らんから運転資金の少し長いものはこれで見て行こう、

従來の商工組合中央金庫だけだとやはりその点について欠けるところがあるから、それでこの中小企業金融公庫をつくつてその欠点を補わして行こう、割合に大きいところのほうは、まあ製鉄会社等でも設備の近代化等が行われて、製鉄会社でも二十九年度、本年で完成することに相成つておりますが、中小企業方面にはそういう金の出どころがないのです、長いものが……。そいう点がありますので、あれをそういう方面で使いたいというのが一番狙いがあります。そやつて参りますれば……併しそれには、ついですべきは、それじや余り金額が少いじやないかというお話かと存じます。が、併し資金の増額を図つて参りますれば、これがものがスタートして最初早々には十分な点が欠けるかも知れませんが、併し資金の増額を図つて参りますれば行けることでござりますので、まあ百億ぐらいの出資のものをだんだんとつくつて行く。これで幾らかでも役に立つて行つて、必要に応じて更に役に立つて行つて、必要に応じて更に資金の増額等をやつて行けばよろしい。勿論資金は多いに越したことはありませんが、国家資金等の配分の関係もございまするから、まあその点にとどめた次第でござりますが、中小企業金融公庫はお話を点についての欠点をためようというところから大体起つておる次第でございます。

○鶴川孝夫君 次に、貿易につきましては、これは国際情勢特に朝鮮の休戦をめぐる連の俗に言われておる平和攻勢とからみまして、世界の情勢は一歩大きくどういうふうに揺れるかといふことにについては、それより見方は違うことがありますけれども、或る転換はするだらうといふことは大体考へなきやならないと思います。

處して行くためには、日本の貿易政策とそのものもいろいろの角度、こうなつた場合にはこうするんだというふうな対策だけは考えて処さなければ、向うから第三には、いわゆるアルゼンチン等を初めとしまして南米等、或いはアフリカ等の方面のよう、或いは中国に対して新らしい市場をだん／＼開拓していくだけでは遅れてしまうと思ひます。が、大蔵大臣は特にこの輸出銀行のプラント輸出と関連いたしましてどの方面に主として主力を注いで行くだけでは遅れてしまうと思ひます。が、これからに對しましても、どうせ抜げながら、そこまで抜ける必要が私はあつたんじやなかろうかと思ひます。が、これにはそこまで抜けることを考へておらないとおつしやるのですが、特にあなたは通商産業大臣もやつておられた、これらから要請が非常に強かつたと思ひますが、改正されて資金が余つておるとするならば、どうしても法の範囲を越えることを考へる必要があるんじやないか。特に闇金融から考えまして私はその感を深くするのであります。が、それをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 或いは私は通商産業大臣の繩張りへ御答弁します。が、併し資金の増額を図つて参りますれば行けることでござりますので、まあ百億ぐらいの出資のものをだんだんとつくつて行く。これで幾らかでも役に立つて行つて、必要に応じて更に資金の増額等をやつて行けばよろしい。勿論資金は多いに越したことはありませんが、国家資金等の配分の関係もございまするから、まあその点にとどめた次第でござりますが、中小企業金融公庫はお話を点についての欠点をためようというところから大体起つておる次第でございます。

○鶴川孝夫君 次に、貿易につきましては、これは国際情勢特に朝鮮の休戦をめぐる連の俗に言われておる平和攻勢とからみまして、世界の情勢は一歩大きくどういうふうに揺れるかといふことにについては、それより見方は違うことがありますけれども、或る転換はするだらうといふことは大体考へなきやならないと思います。

従来の商工組合中央金庫だけだとやはりその点について欠けるところがあるから、それでこの中小企業金融公庫をつくつてその欠点を補わして行こう、割合に大きいところのほうは、まあ製鉄会社等でも設備の近代化等が行われて、製鉄会社でも二十九年度、本年で完成することに相成つておりますが、中小企業方面にはそういう金の出どころがないのです、長いものが……。そいう点がありますので、あれをそういう方面で使いたいというのが一番狙いがあります。が、併し資金の増額を図つて参りますれば、これがものがスタートして最初早々には十分な点が欠けるかも知れませんが、併し資金の増額を図つて参りますれば行けることでござりますので、まあ百億ぐらいの出資のものをだんだんとつくつて行く。これで幾らかでも役に立つて行つて、必要に応じて更に資金の増額等をやつて行けばよろしい。勿論資金は多いに越したことはありませんが、国家資金等の配分の関係もございまするから、まあその点にとどめた次第でござりますが、中小企業金融公庫はお話を点についての欠点をためようというところから大体起つておる次第でございます。

○鶴川孝夫君 次に、貿易につきましては、これは国際情勢特に朝鮮の休戦をめぐる連の俗に言われておる平和攻勢とからみまして、世界の情勢は一歩大きくどういうふうに揺れるかといふことにについては、それより見方は違うことがありますけれども、或る転換はするだらうといふことは大体考へなきやならないと思います。

處して行くためには、日本の貿易政策とそのものもいろいろの角度、こうなつた場合にはこうするんだというふうな対策だけは考えて処さなければ、向うから第三には、いわゆるアルゼンチン等を初めとしまして南米等、或いはアフリカ等の方面のよう、或いは中国に対して新らしい市場をだん／＼開拓していくだけでは遅れてしまうと思ひます。が、大蔵大臣は特にこの輸出銀行のプラント輸出と関連いたしましてどの方面に主として主力を注いで行くだけでは遅れてしまうと思ひます。が、これからに對しましても、どうせ抜げながら、そこまで抜ける必要が私はあつたんじやなかろうかと思ひます。が、これにはそこまで抜けることを考へておらないとおつしやるのですが、特にあなたは通商産業大臣もやつておられた、これらから要請が非常に強かつたと思ひますが、改正されて資金が余つておるとするならば、どうしても法の範囲を越えることを考へる必要があるんじやないか。特に闇金融から考えまして私はその感を深くするのであります。が、それをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今の点については、私は今この輸出入銀行法がそこまで行くべきであることは、これがまだそこまで考へるべきないと思つております。実は中小企業者のコストをできるだけ安くするためには承知の通り何を狙つておるかといふ必要かといふ点から、あの中小企業金融公庫を丁度私の通産大臣當時に御提案した次第なのであります。これは御承知の通り何を狙つておるかといふと、要するに五年以内の長期の資金を出して行こう、そしてこれで設備の改善を主としてやらして行こう、併し設備の改善のみでは足らんから運転資金の少し長いものはこれで見て行こう、

従来の商工組合中央金庫だけだとやはりその点について欠けるところがあるから、それでこの中小企業金融公庫をつくつてその欠点を補わして行こう、割合に大きいところのほうは、まあ製鉄会社等でも設備の近代化等が行われて、製鉄会社でも二十九年度、本年で完成することに相成つておりますが、中小企業方面にはそういう金の出どころがないのです、長いものが……。そいう点がありますので、あれをそういう方面で使いたいというのが一番狙いがあります。が、併し資金の増額を図つて参りますれば、これがものがスタートして最初早々には十分な点が欠けるかも知れませんが、併し資金の増額を図つて参りますれば行けることでござりますので、まあ百億ぐらいの出資のものをだんだんとつくつて行く。これで幾らかでも役に立つて行つて、必要に応じて更に資金の増額等をやつて行けばよろしい。勿論資金は多いに越したことはありませんが、国家資金等の配分の関係もございまするから、まあその点にとどめた次第でござりますが、中小企業金融公庫はお話を点についての欠点をためようというところから大体起つておる次第でございます。

○鶴川孝夫君 次に、貿易につきましては、これは国際情勢特に朝鮮の休戦をめぐる連の俗に言われておる平和攻勢とからみまして、世界の情勢は一歩大きくどういうふうに揺れるかといふことにについては、それより見方は違うことがありますけれども、或る転換はするだらうといふことは大体考へなきやならないと思います。

處して行くためには、日本の貿易政策とそのものもいろいろの角度、こうなつた場合にはこうするんだというふうな対策だけは考えて処さなければ、向うから第三には、いわゆるアルゼンチン等を初めとしまして南米等、或いはアフリカ等の方面のよう、或いは中国に対して新らしい市場をだん／＼開拓していくだけでは遅れてしまうと思ひます。が、大蔵大臣は特にこの輸出銀行のプラント輸出と関連いたしましてどの方面に主として主力を注いで行くだけでは遅れてしまうと思ひます。が、これからに對しましても、どうせ抜げながら、そこまで抜ける必要が私はあつたんじやなかろうかと思ひます。が、これにはそこまで抜けることを考へておらないとおつしやるのですが、特にあなたは通商産業大臣もやつておられた、これらから要請が非常に強かつたと思ひますが、改正されて資金が余つておるとするならば、どうしても法の範囲を越えることを考へる必要があるんじやないか。特に闇金融から考えまして私はその感を深くするのであります。が、それをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今の点については、私は今この輸出入銀行法がそこまで行くべきであることは、これがまだそこまで考へるべきないと思つております。実は中小企業者のコストをできるだけ安くするためには承知の通り何を狙つておるかといふ必要かといふ点から、あの中小企業金融公庫を丁度私の通産大臣當時に御提案した次第なのであります。これは御承知の通り何を狙つておるかといふと、要するに五年以内の長期の資金を出して行こう、そしてこれで設備の改善を主としてやらして行こう、併し設備の改善のみでは足らんから運転資金の少し長いものはこれで見て行こう、

してやつたらどうだらうかと思つてお  
ります。

○菊川孝夫君 それから昔は為替は横  
浜正金銀行が殆んど貿易の問題につい  
てはやつておりますが、この輸出入銀  
行はただプラント輸出だけでこうい  
う市中銀行との協調融資、これらの面  
だけをもう固定してやつて行くつもり  
であるが、将来やはり或る程度一部政  
府の出資にして、昔の横浜正金銀行、  
こういつた性格のものに将来発展させ  
る構想でもつて今日考えておられるの  
か。どうしても必要じやなかろうかと  
思ふのですが、今はどういうふうにや  
らしておるのか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 横浜正  
金銀行或いは昔の朝鮮銀行、台灣銀  
行、そのほか或いは三井銀行といつた  
三菱銀行といつたり、或いは住友銀  
行といつたような銀行等が、それなく  
為替銀行としての相当な働きをしてお  
つたことは御承知の通りであります。

従つて何が為替銀行についても一つ為  
替銀行準則といつたようなものが必要  
のじやないかとも考えておりますが、  
これは、そういうことも考えてはおり  
まするが、まだ最後の決定には至つて  
おりません。そこで今お話しのようない  
輸出入銀行を為替銀行に将来持つて行  
く考えか、こういうことになります  
と、輸出入銀行は現在のところむしろ  
そういう日常の為替を扱うというよ  
うな考え方でできておりることは御承  
知の通りであります。今後どうするか  
という問題になりますと、これはやは  
り銀行が持つておる使命を果さず上か  
らどうかといふことも考えなきやなり  
ませんので、只今のところはこれを為  
替銀行に持つて行こうといふような考

え方でこの法案を出してはいないと  
思います。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいの  
は、貿易につきましては何としまして  
も今もまだ通商航海条約もできていな  
い。それにもかかわらず品物は出てい  
るわけですが、どうも割高だといわれ  
てなか／＼出にく／＼ということになる  
と、その原因の一つには外國商社にど  
うも頭を叩かれて、輸出する場合にも  
外國商社に余りいい汁を吸われ過ぎる  
のじやないか、そういう点もあるのじ  
やないかと思いますが、幾ら國の財政  
的な資金を注ぎ込んで安い金を貸して  
やつてそして出しましても、それが外  
國商社にうまいこと汁を吸われてしま  
うという結果になつたのじや、折角の  
財政資金を融資したこと或る程度無  
駄になつてしまふと思ひますので、こ  
れらについて今大臣はどういうふうに  
お考へになつておられますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) それは  
やつてそして出しましても、なか／＼  
金の回収にいたしましても、なか／＼  
すぐ払つてもらえない、困難だ、掛壳  
だということになると、或る程度品物  
が出て行くといふことも考えられる  
と思いますが、丁度プラント輸出が二十  
年、三十年でドイツにてもイギリス  
にてもアメリカにしても輸出をする  
ということは、やはりこれは掛壳をや  
つてそうして品物を売出して、そうし  
て市場を開拓して行こうという狙いだ  
と思うのであります。プラント輸出  
でもそういうふうなことである。同じ  
ように小さい品物でも言ひ得ると思  
ますが、一旦出だしますと次から次へ  
と出て行くことになると思うのであり  
ますけれども、くどいようございま  
すけれども、こういう業者のほうから  
も輸出入銀行の利用方については私は  
陳情も來ているだらうと思うのであり  
ますが、大蔵省のほうではこれらの範  
囲について更に、今は出でないとい  
ふことは、これは特に実際で御承知  
のことだらうと思ひます。併しながら  
今後ともやはり日本の商品、売る物に

ついても買う物についても、できるだ  
けこれは日本の商社の活動にまつべき  
である、かように考えております  
ので、その点からもやはり輸出入銀行  
の一層の活動にまつものが多い、かよ  
うに考えております。

○菊川孝夫君 それじや最後に雑貨を  
輸出したりするような人は大体中小企  
業だと思われますが、これらの人たち  
も大体仕向け先がアメリカ市場、或い  
はイギリス市場ということでなしに、  
主として今言われました経済的には若  
干日本よりも遅れた地域に品物をどう  
しても仕向けて行かなければならぬ  
としたしますと、そういたしますと代  
價を支払つて輸出する場合に、これが外  
國商社に手を貸す形で、それで外  
國商社にうまいこと汁を吸われてしま  
うという結果になつたのじや、折角の  
財政資金を融資したこと或る程度無  
駄になつてしまふと思ひますので、こ  
れらについて今大臣はどういうふうに  
お考へになつておられますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) それは  
やつてそして出しましても、なか／＼  
金の回収にいたしましても、なか／＼  
すぐ払つてもらえない、困難だ、掛壳  
だということになると、或る程度品物  
が出て行くといふことも考えられる  
と思いますが、丁度プラント輸出が二十  
年、三十年でドイツにてもイギリス  
にてもアメリカにしても輸出をする  
ということは、やはりこれは掛壳をや  
つてそうして品物を売出して、そうし  
て市場を開拓して行こうという狙いだ  
と思うのであります。プラント輸出  
でもそういうふうなことである。同じ  
ように小さい品物でも言ひ得ると思  
ますが、一旦出だしますと次から次へ  
と出て行くことになると思うのであり  
ますけれども、くどいようございま  
すけれども、こういう業者のほうから  
も輸出入銀行の利用方については私は  
陳情も來ているだらうと思うのであり  
ますが、大蔵省のほうではこれらの範  
囲について更に、今は出でないとい  
ふことは、これは特に実際で御承知  
のことだらうと思ひます。併しながら  
今後ともやはり日本の商品、売る物に

らいがせきの山で、当分はこれで行こ  
う、こう考へられますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 大体私  
ども笑情を見て、関西方面に特に雑貨  
類を扱う中小の貿易商も非常に多く  
で、又それが相当大部分を占めており  
ます。併しこれは從来こういつた場合  
為替銀行等を利用せずに、これは今の

為替銀行ではございませんですが、利  
用せずにやつておるものがある。又利  
用しても、昔のように利用されて来た  
ものもありますが、今日はそれが欠陥  
になつておるのじやないかと思ひま  
す。従つて今特に輸出入銀行開設につ  
いては何しておりますが、私どもは何  
と申しますか、今出しておる中小企業  
安定法というものの改正案がたしか出  
ておるはずですが、あれで業者のかた  
の結集といいますか、結び付きとい  
うものが少し緊密になつて行く、それに  
よつていろいろ組合ができると、その  
組合を通じての金融措置等が容易にや  
つて行けるのじやないか、かようによ  
うに考へますけれども、金融措置について不  
十分な点等がありますれば、例えば資  
金の不十分の点があれば、これは中小企  
業金融公庫等に金を……、或いはあそ  
この債券を引受けける、或いは資金の預  
託をするとかいう方法もとつて、そう  
いふことで欠陥がないようにして参り  
たいと存じておりますが、只今のところ  
私のところには余り是非輸出入銀  
行法を変えるときにはこういうことを  
してくれといふような御要望は、率直  
にそのところには余り是非輸出入銀  
行法を変えるときにはこういうことを  
れましたゆえんのものも、実はこの間  
の事情を勘案された結果と考えられる  
い品位と能力を有する者に対しまし  
て、公認会計士となる特別の途を開か  
れました。又今のところそういうことを聞い  
ておつたのであります。その後第  
十国会におきまして、第三次試験の受  
験資格者が未だ相当の数に達していな

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめ  
て下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ  
て、暫時休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

午後二時三十八分閉会

○委員長(大矢半次郎君) 午前中に引  
続きまして会議を開きます。公認会計  
士法の一部を改正する法律案を議題と  
して発議者より提案理由の説明を聽取  
いたします。

○衆議院議員(苦米地英俊君) 只今議  
題となりました公認会計士法の一部を  
改正する法律案の提出の理由を御説明  
申上げます。

○公認会計士制度は、強制監査制度と  
相待つて、民主的且つ合理的な経済の  
基礎を確立する上に、多大の期待をか  
けられているものであります。この  
ような目的を達成するには、会計に關  
する豊富な知識と経験を有し且つ高い  
社会的信用を有する多数の公認会計士  
の存在することが必須の前提条件とな  
つて参るのであります。

昭和二十三年に公認会計士法が制定  
されましたとき、暫定的に特別試験制  
度を設けて、計理士その他の会計監査  
の専門家で公認会計士たるにふさわし  
い品徳と能力を有する者に対しまし  
て、公認会計士となる特別の途を開か  
れましたゆえんのものも、実はこの間  
の事情を勘案された結果と考えられる  
い品位と能力を有する者に対しまし  
て、公認会計士となる特別の途を開か  
れました。又今のところそういうことを  
聞いておつたのであります。その後第  
十国会におきまして、第三次試験の受  
験資格者が未だ相当の数に達していな

いこと及び特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者が多数存在するることを理由として、更に二ヵ年延長せられまして、今日に至つたわけであります。従つて特別試験は、いよいよ本年七月末を以てその期間が満了する年となるのであります。

慮いたしますときには、なお相当数の有能な適格者が存在することが考えられますので、今暫らくこの制度を存続いたしまして、これらの適格者に引き続き特別試験を受験する機会を与えることが望ましいと存じまして、今回特別別試験の施行期間を更に一ヵ年再延長することといたしましたのであります。

あります。が、何とぞ御審議の上速かに御  
賛成あらんことをお願いいたします。

○菊川幸夫君 今の御提案につきましては、すでに公認会計士の試験に合格いたしました人々と、それから更にこの特別試験を受ける資格が本年の七月三十一日でなくなる人との間に、両方からもう延ばすべきではないので、これが実施をやめざす必要はないので、これが実施をやめざすという意見と、或いは延ばせといふ方からの陳情はあるわけであります。従いまして、今の御提案されまする提案者といたしましては、「一ヵ年今後は延ばしまして、その後はこれが厳重に実施をするべきである」と、こういう理解の下にお出しになつておるものであるが、それとも存外そのむずかしい問題につきましては時間をずらして行なう、一年々々小刻みにずらして行なうのが戦後の日本の法律によく

られる例であります、どちらの考え方を持つてお出しになつてゐるのか、その点を一つお伺いいたしたいと思います。

○衆議院議員(苦米地英俊君) お答え申上げます。只今のお説の通りに双方でござります。から反対の陳情が非常にあることは事実でございます。で、私も大蔵委員としてしばへこの問題にぶつかりまして、そうたびへこれが問題に取上げられるということは甚だい傾向ではないと深く感じておる次第であります。そこで今度はこの問題を取上げます。そこで今度が最終的で、今後についてでは、今度が最終的で、今後は一切取上げないが一札出さかと、それならばこれを一つもう一年だけのことであるから考えて見よう、こうじてふうに申しまして、一札出すともうれつきり取上げないという確認を得ておるわけでございます。この点どうぞ御了承願います。

ましたときに、アメリカが最初に意図しておつたような、指導するためにしておつたような方向が逐次実績の上に現れて来ているかどうか、これはまあ具体的に申しましたならば单なるその会社の、何というか御用機関、お抱え会計士になつてしまつて、重役の抱え会計士になつてしまつて、率直に大衆の株主なり或いは一般大衆を保護するという正しい会計を、監査をやるということが現われて来て、そして現われて来たためにいろいろ、こういう具体的な成果もあつたというような例は、名前を挙げてもらわなくともいいけれども、大蔵省のほうでこの公認会計士制度を実施したために、こういう成果が上つておつたというような具体例がございましたならばお示し願つて、この成果はだん／＼と大きく発展して行くような傾向にあるものか、それともただ有名無実にしてだん／＼とこれはもう廢れて行くような傾向を辿つているか、このどちらの方向を辿つているか、一つ御説明を願いたいと思いますが、それによりましてこの一年延長がいいか悪いかということが判定する大きな材料になると思います。

が最近問題になりましたような不渡手形を出すとか、或いは銀行等にもわからぬ隠し負債があつた、このようないい處に好ましくない事情があるといふことをむしろ申上げなければならんと、そういう点で今までの監査の制度なり公認会計士のやつている仕事について十分批判せられる余地があるといふことを私たちも痛感しております。併し実情といたしましては今まで公認会計士に要求されておりました監査のやり方、内容ですね。これは始めてまだそう年月を経ません関係上、余りそこの外部のものからちよつと考えますように、会社の経理のすべてに亘つて細かく突込んで行くといふうな、そこまでは要求されておらなかつたわけであります。制度上に問題があるわけでありまして、今までの制度ではあいつた問題を事前に知つて、それを矯正するだけの余裕がなかつたんじやないか、そう判断せられる向きが多いわけであります。従いまして、今後監査制度について相当検討を加えなきやいけない。これは着々少しづつやつておりますが、公認会計士としては相当の重い責任を負つてやらなければならん、仕向けて行かなきやならんと思ひます。そしてこの国家試験制度によります場合には、何しろ試験でござりますからして、その試験に通つた者が直ちに非常な経験者であれば結構でござりますが、どうはなか／＼參りません。それらの人人が今後、それだけの知識を持つた人が今後経験を積んで行きますれば、ここに成果も上つて来ると思ひます。が、只今まで七百数十名合格者がござりまするが、そのうちでやはり実務におきましては多少欠けるところがある

んじやないかといふような批判があるものについて私は聞いております。併しそれは今暫く時日の御猶予を願いまして、公認会計士の会計士協会といふふうなものを通じての自主的ないろいろな向上を図るような制度、或いは官庁側といたしましては、先ほど申しましたような監査制度を一層徹底して行くというふうなことによりまして、将来におきましては、直ちに、とは申しませんが、相当な成果を挙げ得るようになるのではないかと期待しておりますのであります。まあ経験も重要でござりますけれども、その基礎となるところの会計用語その他に対する相當な認識と知識がなければ、そういつた向うは期せられないと考えるのであります。そこで、その意味におきまして、やはり試験制度といふのは継続して成果を高めるようを持つて行かなきやならんと、それをやめてしまうということよりもむしろそういうふうに相当重点を置いて考えて行かなければ向上はあり得ないじやないかといふうに考えておる次第でございます。

の制度というものが一般に認識されまして、その何と言いますか、権威が非常に高められた場合には成るほどいいと思うのですが、公認会計士が大きな会社なり或いは銀行等の会計を委嘱、会計監査を委嘱された場合に、一つはそこで委嘱されたことによつて報酬を受ける。ここでお払いになつちやいかんことは正しい、或いは悪いことは悪いということを明らかにする必要があると、そうすると重役連中が、まあどちらかと申しますと不正と言つては語弊があるけれども、経理上の、或いは税法上のいろいろの脱法的行為的なもの的地位が危くなるだらう。こういう二つの両方のジレンマに陥るだらう、で、その点をどういうふうにして将来調整して行くかということは一番大事な問題だらう、特に日本あたりにおいてはこの問題は非常にデリケートな問題だと思うのであります、これらについての調整方法を大蔵省の理財局はどういうふうに考えておるか、これを一遍御説明願いたいと思うのですが。

で特別試験を受ける資格があつたものに対して、何らかの措置をとらないかといふことを、まあ仮にお尋ねになられました場合には、私としては今確答はできませんが、特別試験のようなことはやりたくはありませんが、何か者を見て見たいという気持ちは持つております。

られたようなことがあるかと思います。それは如何に経験がありまして、会計の理論その他の点について或るレベルに達しない、というものがあります。そして、相当経験年数は從来も特別試験の場合には加算しておるのであります。が、それでもなお最低点に達しない、という場合があるわけであります。これはまあ試験のやつ方が悪い、という御議論もあるかも知れませんが、理論とおられるどなたもおつしやらないことだと思います。やっぱり理論は理論として相当尊重しなきやならん。ただ試験全体を通じて見ました場合に、経験というよりも理論に重きを置き過ぎる、なんじやないかといふような点があります。せんか、その点については私自身もういう点に疑いを持ちまして、試験問題等について相当検討する余地はないか、相当経験があれば、つまり実際に公認会計士としてやつて行く上に支障のない程度の理論問題と、経験によつて解き得る問題が多いということになれば、それならば実情に適するであろうから、成るべくそういうふうに持つて行きたい。試験はその都度試験委員も見られまして問題を出してもらつてやつております。余り問題には深くは容ぜんようにしておるのであります。が、金体の方針といたしましては、経験を多く尊重するような方向に改むべき点があれば改めて行きたい、そういうふうに考えております。

長沼さん、長沼弘毅という人、あの人人が文芸春秋にこんな馬鹿らしい試験制度はないというので、この試験制度を罵倒して、馬鹿らしくて話にならなかつた、こういうふうな意味の隨筆を書いている。ところがあのときにはあの次官級、局長級といふのは合格したのかしなかつたのか知らんけれども、あれによつてすべて局長や次官の椅子を追われたという人は余りなかつた。それにはやはりそれだけの経験度を十分に斟酌するような人事院の試験がやられたのであろうと思うのです。ところが高級官僚は自分たちの受けれる試験は然るべくやつておいて、今度は会計士のほうの試験になつて来ると大分むづかしくなるということは、ちよつと私は公務員の試験については普遍的な立場に立つております。併し会計士の試験につきましてはやや問題がむづかしいということは認めておりますけれども、ああいつた性質のものとは全く然性質を異にしていることを認めております上に、受験者が今訴えておりまでは業務のかたわら勉強する時間がないので延ばしてもらいたい。従つて、受験をしようとする人は、あのむづかしい試験のところまで自分の能

しでも、ああいつた性質のものとは全くするとの会計士の古い連中にもああいう氣持を持つて試験に臨むという気持を持つ連中があるとするならば、試験そのものを馬鹿にしてかかつていい。あれは大藏次官をやつておつて、筆も立つのでああいうふうに書いたのであるけれども、会計士のほうもそういうふうであつたならば、折角一年延ばしても意味はないと思うのであります。が、そういう風潮は会計士仲間の中にあるのじやないかといふ点について、提案者のほうは大分この問題と真剣に取組んでいると思つてお伺ひしておきたいと思います。真剣にこれは特別試験制度、一年間のうちに何とかして一つ通るよう努力しようというのが一般的の特別試験を受ける資格のある人

の大体積極的な意欲のある人、馬鹿に思つて一年くらい経つたらそのうちにはどうにかなるだらう、こういうような意味で一年間の延長をあなたのほうへお願いしておるものか。これを一つお伺いしたい。

○衆議院議員(苦米地英俊君) お答え

申上げます。よく御承知だと思いますが、公務員の試験と会計士の試験とは出題方針が根本的に違つております。

私は公務員の試験については普遍的な立場に立つております。併し会計士の試験につきましてはやや問題がむづかしいことは認めておりますけれども、ああいつた性質のものとは全く

それではこれより採決に入ります。公認会計士法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御着手を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。な

お、諸般の手続きは前例により委員長に御一任願いたいと思います。それか

ら多数意見者の御署名を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 「賛成者挙手」

菊川 孝夫 前田 久吉 小林 政夫 西川 甚五郎 森下 政一 青柳 秀夫 堀木 錬三

大屋 晋三 土田 国太郎 山本 米治 安井 謙 岡崎 眞一

藤野 繁雄

大野 伸一

佐々木 信一

山本 伸一

土田 伸一

大庭 伸一

佐々木 伸一

ますが、この旧規則といふものは各組合がまち／＼あります。それ／＼特殊な条件をつけておりますので、従いまして年金に非常な均衡が生じておるわけであります。例えて申しますと、組合員の範囲を明確にいたします。

なお國家公務員共済組合法の一部改

正につきましては、組合法によります

と、組合員の範囲を明確にいたしますことと、保育手当は共済組合法に基

きます。と組合員たる資格を喪失いたしました後におきましては保育手当がも

らえなかつたのであります。健康保

険法におきましては資格喪失後も支給

をいたしております実情でありますので、これとの均衡を得せしめるために保有手当を資格喪失後も支給する。こういふように改正をいたしたいと思うのであります。

以上が第一番目の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措

置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の内容であります。

この動綱をいたしておる者に對しまして、年金を支給する、こういふふうに改正をいたしたたけであります。又明

治三十五年の旧勅令によりまして陸軍兵器職工扶助令というものが制定され勤続者、而も五十才以上の者に對しましておつたわけであります。この扶助

改定によりますと、定期職工といたしましておつたわけであります。この扶助

る、こういうことにいたしたわけであります。

別に御発言もないようであります。が、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御質疑を願います。

別に御発言もないようであります。が、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御質疑を願います。

別に御発言もないようであります。が、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

原案通り可決することに賛成のかたの御手を願います。

〔賛成者奉手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと思います。それから多數意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

岡崎 真一 青柳 秀夫

藤野 鰐雄 森下 政一

安井 謙 堀木 錢三

西川甚五郎 山本 米治

小林 政夫 土田国太郎

前田 久吉 大屋 貢三

菊川 孝夫

いまして、前国会におきまして恩給法の不均衡是正の法律案が通過したわけ

であります。が、その恩給法に準じまし

て今回共済組合におきましても年金の不均衡を是正するという措置をとつた

わけであります。と申しますのは、昭和二十三年六月三十日以前におきまし

ては異常なベースの改訂支給等が行わ

れたわけであります。が、そのうち二十

二年の六月三十日以前におきましては

比較的その昇給の率が少かつたのであ

ります。二十二年七月一日から二十三

年六月三十日までの間におきましては

相当異常の昇給が行われましたので、

二十二年七月一日以前のものについて

は、仮定俸給というものを、基礎俸給

の一段階上位の俸給を年金の算定額と

いたしまして、二十二年七月一日から

二十三年六月三十日までの間に給付事

由の生じました年金については、「一段階

上の俸給で抑える」という抑制措置をとつたわけであります。なおこの法律

案におきましては、公務による傷病給

付事由としまして、傷害年金につきま

しては、從来から年金額の改訂はある

のでありますが、非常に共済組合の関

係は年金額が低かつたわけであります。

従いまして、今回の最低

額を改定せまして、今回はその最低

正が行われたのを契機としてというお話をなんですが、恩給法の改正と同時にあります。が、それはそれより先に恩給法の関係か、或いはそれより先に恩給法の関係だけではなくて、共済組合自身の関係だけでも是正されるべきじやなかつたうかといふことが考えられるのですが、そういう点について御説明願いたいと

思います。

○説明員(宋広義一君) 共済組合の関

係につきましては、從来二十一年の七

月以降給与局の通牒によりまして六百

円ベースの六分の一といふうこと

で、一応年金の俸給のベースをきめま

して、昭和二十三年十月以降毎回に亘

りまして、二十三年の十月までは六分

の一の二十四倍に相当する仮定俸給を

基準にいたしまして、二十五年一月一

日には仮定俸給を、六千三百七百円ペー

リまして、二十三年の十月までは六分

の一の二十四倍に相当する仮定俸給を

基準にいたしまして、二十五年一月一

日には仮定俸給を、六千三百七百円ペー

リまして、二十三年の十月までは六分の一の二十四倍に相当する仮定俸給を

基準にいたしまして、二十五年一月一

日には仮定俸給を、六千三百七百円ペー

もに上げるということは国家財政の問題もあります。が、それをすつと上の百七十五円のところを捉えて見ますと、共済組合関係の年金は一万四千五百円に対しまして、恩給は一万三百円、むしろ恩給のほうが低いわけであります。これを若し三百円の俸給を基準といたしますと、共

済が二万八千二百円に対しまして恩給

は一万六千六百円、こういふうにむ

るところの年金のほうが非常によかつたわけであります。従いまして私のほ

うとしたまでは、既得権を余り侵

害するのはよろしくないというので、

今回の措置は上につきましては恩給と

同様に改定はいたしますが、従前の

類が改定額よりも上のものは従前のもの

を支給する、併しながら四十五円、

五十四円という下のほうのクラスの年金

につきましては、これは恩給と同等に

上げると、こういふうな改定をいた

したわけであります。

同じく改定はいたしますが、従前の

類が改定額よりも上のものは従前のもの

を支給する、併しながら四十五円、

五十四円という下のほうのクラスの年金

につきましては、これは恩給と同等に

上げると、こういふうな改定をいた

したわけであります。

○堀木錦三君 余り詳しく聞いてもし

ようがないのですが、大体そういう御

感覚でてきておる別表第二の障害の等

級についての金額の査定の基礎です

ね、金額を盛られた基礎。それの考え方を少し……

○説明員(宋広義一君) 実はこれはこの金額につきましては恩給法の改正との

別表を単純に使いまして、恩給法との

均衡を図る。均衡と申しますと、併し

つやられることは御尤もな話でありますので、我々も将来におきましては

限りその方向に向つて改定をいた

して行きたいとこういふうに考えております。

○説明員(宋広義一君) 堀木先生のお

感覚で見ておる別表二の上のほうがいいのではなかろうかと、こういふ感じが従来に

比較して考えられるのですが、まあそ

ういう点について今ここで細かく論議

するのは避けますが、十分御研究なす

つて事情が許す場合には時機を失わず

ます。

○小林政夫君 第三条の費用負担、こ

原案通り可決することに賛成のかたの御手を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと思います。それから多數意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

岡崎 真一 青柳 秀夫

藤野 鰐雄 森下 政一

安井 謙 堀木 錦三

西川甚五郎 山本 米治

小林 政夫 土田国太郎

前田 久吉 大屋 貢三

菊川 孝夫

○堀木錦三君 一、二点お聞きしたい

と思うのは、この法律について考えら

れることは、二十三年六月三十日以前のやつが、どういう理由で今まで放つたらかされていたか、この恩給法の改

めた年金につきましては、その年金の算定の基礎となつた俸給のベースの改訂が一律に機械的に行われました

めに、昭和二十三年七月一日以降に退職いたしましたものとの間に非常に不

均衡を生じておるわけであります。從

れをちよつと詳しく述べて下さい。

○説明員(末広義一君) 費用負担の問題であります。この費用負担につきましては全額国が負担することに相成っております。但し、この第三条の一號、二號、三號、四號に掲げてあります。そのもの共済組合につきましては、この団体が負担をするということにいたしました。

○小林政夫君 それはわかつておりますよ、詫めば。例えば「当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び該団体が負担するものとする。」

という説明を詳しく。

○説明員(末広義一君) これは当該共済組合員のうち、國家公務員であります期間といふものがあるわけであります。従いまして國家公務員であつた期間、並びにある者、それ／＼国家公務員で、例えば日本国有鉄道に例をとつてみますれば、日本国有鉄道の役員又は職員である者が受ける俸給の総額が、その割合に応じまして、この年金改定を要します。その中における國家公務員である者の俸給も又金額の内訳がはつきり私のはうでわかつておるわけであります。そのほうを一方は国庫側が負担するし、一方は日本国有鉄道で負担をすると、こういうふうに率をここできめておるわけであります。

○小林政夫君 それぢやどれか一つでいいから、今度の予算についてどうなつておるのか、数字について説明して下さい。

○説明員(末広義一君) 実は今度の予算におきましては、この四項目に掲げております。この団体の年金の改定を要する費用の負担につきましては大体六千

万円ばかり必要なわけであります。これは実は年金の支給は年金の支給に見合うところの積立金というのが必要です。

一号、二号、三号、四号に掲げてあります。そのもの共済組合につきましては、この団体が負担をするということにいたしました。

○小林政夫君 それはわかつておりますよ、詫めば。例えは「当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び該団体が負担するものとする。」

という説明を詳しく。

○説明員(末広義一君) これは当該共済組合員のうち、國家公務員であります期間といふものがあるわけであります。従いまして國家公務員であつた期間、並びにある者、それ／＼国家公務員で、例えば日本国有鉄道に例をとつてみますれば、日本国有鉄道の役員又は職員である者が受ける俸給の総額が、その割合に応じまして、この年金改定を要します。その中における國家公務員である者の俸給も又金額の内訳がはつきり私のはうでわかつておるわけであります。そのほうを一方は国庫側が負担をして行くことになつておるわけであります。

○小林政夫君 だからどれか一つ、日本専売公社でもよし、日本国有鉄道でもよし、今度の予算においてそれを算出した、この条文に合して、今あなたが、その按分率は幾らでこうなつたといふ、その計算の基礎を明らかにして下さい。

○説明員(末広義一君) 今この問題についてよく計算をして頂いてあるかたがおりますので、代つて説明をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

もよし、今度の予算においてそれを算出した、この条文に合して、今あなたが、その按分率は幾らでこうなつたといふ、その計算の基礎を明らかにして下さい。

○説明員(末広義一君) 今この問題についてよく計算をして頂いてあるかたがおりますので、代つて説明をいたします。

多数意見者の御署名を願います。  
多数意見者署名

菊川 孝夫 大屋 晋三  
前田 久吉 土田国太郎  
小林 政夫 西川甚五郎  
堀木 鎌三 平林 太一  
森下 政一 藤野 繁雄  
青柳 秀夫 岡崎 真一

が、質疑を終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

ものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

が、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それはこれより採決に入ります。

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案を議題として内容の説明を聽取いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について内容の説明を聽取申上げます。

御承知の通り、昭和二十七年度の十一月以降国家公務員の給与ベースが一ヶ月六十二円ベースから一万二千八百二十円ベースに引上げられたわけであります。それによりまして共済組合の年金につきましてもその額を改定する必要がありますが生じたわけでありまして、昭和二十七年十月三十一日以前に給付事由を生じた恩給等の年金額が昭和二十八年十月以降改定されることに相成つておりますので、それと合せまして、共済組合法並びに旧令による共済組合の年金受給者といふものの年金額の改定をいたしました。それから

お、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから

お、諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから



○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願います。

○藤野繁雄君 納稅貯蓄組合に対する

補助金交付状況調査についての質問

と説明をして下さい。

○政府委員(渡辺長久造君) 現在納稅貯蓄組合に出してあります補助金は、

設立の際にやはりいろいろな経費が要りますして、どうしても何らかの金を国

で面倒を見てやりませんと、結局組合を作ろうとしてお世話を頼うその世話役

の方がやはり経費を負担しなきやなら

ん、こういったような問題になりまし

て、帳簿を作るとか通帳を作るとかい

るいろいろな面でいろいろな金が要るものでございますから、それを一応補助金として補助しようということとな

お、そのほかに資本の関係とかいろ

いろな関係がございまして、事務費或

いは帳簿の費用、そういうたよな費用がございますので、一応この意味で

補助金を出しております。ただ金額等につきましては国の財政の関係などございますので、なかなか十分な補助はできかねておりますが、いわば気は心の

ような状態でもつて或る程度の補助を

出しておるわけでありまして、お手許に資料が配付してございますが、二十一

七年度の上半期におきまして千百万円出しているわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようあります、質疑は終了したものと認めて御異議ありません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は贊否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようありますか

ら、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

ものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。な

お、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから

多数意見者の御署名を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可

決すべきものと決定いたしました。な

お、諸般の手続は前例により委員長に

御一任願いたいと存じます。それから

多数意見者の御署名を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可

決すべきものと決定いたしました。な

お、諸般の手続は前例により委員長に

御一任願いたいと存じます。それから

多数意見者の御署名を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可

決すべきものと決定いたしました。な

お、諸般の手續は前例により委員長に

御一任願いたいと存じます。それから

多数意見者の御署名を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

別に御発言もないようあります

が、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

ものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可

決すべきものと決定いたしました。な

お、諸般の手續は前例により委員長に

御一任願いたいと存じます。それから

多数意見者の御署名を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

別に御発言もないようあります

改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、登録税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、揮發油税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、揮發油税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、酒税の保全及び酒類業組合等に

関する法律の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は七月

六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月

六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は七月

六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律

一、國稅徵收法の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は七月

六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は七月

六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は七月

六日)

一、國稅徵收法の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は七月

六日)

一、國稅徵收

"	"	一	一	一	一	埋下水土管六寸一尺
"	照明装置	一	一	0.01,000	照明六個差込四個	照明管二五〇耗八
"	消火装置	一	一	0.01,000	三〇〇耗七一・七	铸鐵管三八四米
"	土留	一	0.000,101	石垣二四平方米	四米	石垣二五〇架空
計			150,000	150,000	線地下線三八四円	
電力線路	二六六間					

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件

左記のものを皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)第十三条の規定により、国会の議決を求める。記

一所在 東京都千代田区一番

二ロ座名 皇居

## 三 取得財産の区分、種目、数量、価格

区分	種	目	数	量	価	額	事由	備考
建物	住宅建	延坪	四坪	三、九〇、六〇〇	円	增築	木造平家建	
工作物	水道	下水	一	100,000			鉛管、土管	
		照明装置	一	一六六、零〇		"	電灯、点滅器	
		通信装置	一	100,000		"	差込み	
			一	六、零〇		"	電気機器	
			一	六、零〇		"	電話器	
合計	(電気時計)	新設	145,000	"			電気暖房差込	一式空氣調和装置
	(空氣調和装置)		145,000	"				
	電気工作物		145,000	"				
	"		145,000	"				
	"		145,000	"				

昭和二十八年九月十一日印刷

昭和二十八年九月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局